## 特定施設一覧表

<u> </u>	<u> </u> に該当する場合は、公害防止管理者が必要
騒 音 規 制 法	振動規制法
一、金属加工機械	一、金属加工機械
イ、圧延機械(定格出力合計22.5kW以上)	
□、製管機械	
ハ、ベンディングマシン(ロール式、3. 75kW以上)	
二、液圧プレス(矯正プレスを除く)	イ、液圧プレス (矯正プレスを除く) [加圧能力300 トン以
ホ、機械プレス(加圧能力30トン以上)[加圧能力100トン以上]	<u> </u>
へ、せん断機(3.75kW以上)	 ロ、機械プレス <b>[加圧能力100 トン以上]</b>
ト、鍛造機 <b>[落下部分の重量が1トン以上]</b>	ハ、せん断機(1 kW以上)
チ、ワイヤーフォーミングマシン	二、鍛造機 <b>_[落下部分の重量が1トン以上]</b>
リ、ブラスト(タンブラスト以外のもの、密閉式を除く)	ホ、ワイヤーフォーミングマシン(37.5kW以上)
ヌ、タンブラー	
ル、切断機(といしを用いるものに限る)	
二、空気圧縮機(環境大臣が指定するものを除き7.5kW	二、圧縮機(環境大臣が指定するものを除き7.
以上)及び送風機(7.5kW以上)	5kW以上)
三、土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、	三、土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、
ふるい、分級機 (7.5kW以上)	ふるい、分級機(7.5kW以上)
四、織機(原動機使用のもの)	四、織機(原動機使用のもの)
五、建設用資材製造機	五、建設用資材製造機
イ、コンクリートプラント(混練容量 O.45m³以上)	イ、コンクリートブロックマシン
(気ほう性を除く)(コンクリートブロック、管、柱製造機含む)	(合計2. 95kW以上)
ロ、アスファルトプラント(混練重量200kg以上)	ロ、コンクリート管、柱製造機
	(原動機出力合計10kW以上)
六、穀物用製粉機(ロール式、7.5kW以上)	
七、木材加工機械	六、木材加工機械
イ、ドラムバーカー	イ、ドラムバーカー
ロ、チッパー (2.25kW以上)	ロ、チッパー(2.2kW以上)
ハ、砕木機	
二、帯のこ盤(製材用15kW以上、木工用2.25kW以上)	
ホ、丸のこ盤(製材用15kW以上、木工用2.25kW以上)	
へ、かんな盤(2.25kW以上)	
八、抄紙機	
九、印刷機械(原動機使用のもの)	七、印刷機械(2.2kW以上)
	八、ゴム又は合成樹脂練用のロール機
	(カレンダーロール機以外で30kW以上)
十、合成樹脂射出成形機	九、合成樹脂射出成形機
十一、鋳型造形機(ジョルト式のもの)	十、鋳型造形機(ジョルト式のもの)
	1 <u>— 1                                 </u>

## ※ 騒音規制法の特定施設を設置している場合、下記条例に基づく届出は不要です。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	(騒音に係るもの)
囲門ボムロ防止サエル球塊ツ水エに肉ッ 0 木//)	

## イ、金属加工機械

- (1) 圧延機械
- (2) ベンディングマシン (ロール式のものに限る)
- (3) せん断機(原動機を用いるものに限る)
- (4) ブラスト
- (5) 高速切断機及びプラズマ切断機
- (6) 研磨機(工具用及び板金作業場で使用するものを除く)(亜鉛版研磨機以外は2台以上)
- ロ、クーリングタワー(3.75kW以上)
- ハ、ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る)
- ニ、ロータリーキルン
- ホ、重油バーナー(重油の使用量が1時間50リットル以上)
- へ、電気炉(変圧器の定格容量が1000kVA以上のもの)